

令和7年度 固定資産税 償却資産申告のしおり

帯広市の税務行政につきまして、日頃よりご協力いただきありがとうございます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）にも課税され、毎年1月1日現在に所有する資産について、その資産が所在する市町村に1月末日までに申告していただく必要があります（地方税法第383条）。

つきましては、このしおりを参照し、償却資産申告書に必要な事項を記入のうえ提出していただきますようお願いいたします。

（目次）

1. 固定資産税（償却資産）とは	2～7ページ
2. 申告手順	8～9ページ
3. 償却資産申告書の記入方法	10～15ページ
4. 固定資産税の税額算出について	16～17ページ
5. その他（マイナンバーの確認）	18ページ

資産の増減がない方や、該当資産のない方、休業・廃業された方も申告書の提出をお願いいたします。詳細は「3. 償却資産申告書の記入方法（10～15ページ）」をご参照ください。

✓申告前チェック

- 個人事業主の方は、所有者欄の住所に住民票の住所を記載してください。
- 種類別明細書の「①資産の種類、②資産の名称、③数量、④取得年月、⑤取得価額、⑥耐用年数」の6つの項目に未記入の欄はありませんか？
- 受付印を押印した控えが必要な場合は、必ず返信先を記載し必要な金額分の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

- ・記入方法や資産の種類、耐用年数がわからないなど、ご不明な点がございましたら帯広市役所資産税課 償却資産担当までご連絡ください。
- ・申告対象となる特殊自動車については、6ページの規格を満たす資産であるか確認してください。

提出期限：令和7年1月31日（金）

提出期限間近になりますと窓口が大変混み合いますので、1月中旬頃までの提出にご協力をお願いいたします。

【申告書の提出及びお問い合わせ先】

〒080-8670

帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所2階

資産税課 家屋係 償却資産担当

電話（0155）65-4124

【申告書はこちらでも受け付けています】

川西支所 帯広市川西町西2線59番地

大正支所 帯広市大正本町西1条1丁目1番地

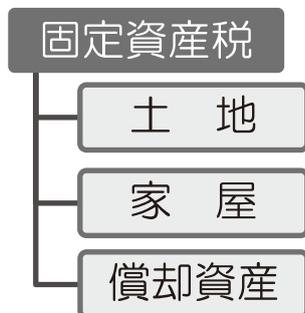
受付時間 午前8時45分～午後5時30分（土日祝を除く）

帯 広 市

1. 固定資産税（償却資産）とは

（1）償却資産とは

会社や個人で工場や商店等を経営している方や、アパートや駐車場等を貸し付けている方、農業をされている方等が、その事業の用に供する構築物、機械、器具、備品等の固定資産を「償却資産」といい、土地・家屋と同じように固定資産税の課税対象です。



毎年1月1日時点において帯広市内に所有する資産で、事業のために使用できる状態にあり、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含まれます）をいいます（地方税法第341条第4号）。

（2）申告対象となる資産

- ・償却済資産（耐用年数が経過し、減価償却が終わった資産で税務会計上、備忘価額のみ帳簿上計上されている資産）
- ・簿外資産（減価償却可能な性質を有しているが、減価償却資産台帳に記載していない資産）
- ・建設仮勘定で経理されている資産で、事業の用に供することができるが固定資産勘定への振替が未完了の資産
- ・遊休資産（一時的に稼働を中止しているが、将来において使用する見込みがある資産）
- ・未稼働資産（事業の用に供することができるが、まだ稼働していない資産）
- ・改良費（資産の価格を増加させたり、使用可能期間を延長させたりするための資本的支出。新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取り扱います。）
- ・福利厚生のに供する資産
- ・使用可能期間が1年未満又は取得価額が20万円未満であっても個別に減価償却している資産
- ・租税特別措置法（中小企業特例等）の規定を適用し、即時償却している資産

（3）申告対象とならない資産

- ・家屋として固定資産税の課税対象となるべきもの（車庫・物置等）
- ・自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの
※「（13）償却資産の申告対象となる特殊自動車（6ページ）」をご参照ください。
- ・無形固定資産（鉱業権、漁業権、ソフトウェア等）
- ・生物（家畜、かんきつ樹、茶樹等。ただし、観賞用、興行用等は申告の対象）
- ・棚卸資産（商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品等）
- ・繰延資産
- ・用途廃止資産（生産方式の変更、機能の劣化等により使用していない資産で、将来においても使用しないことが客観的に明らかである資産。有姿除去した資産。）
- ・修繕費
- ・家庭で利用する非事業用資産
- ・使用可能期間が1年未満の資産又は取得価額が10万円未満の資産で一時に損金（必要な経費）に算入している資産
- ・取得価額が20万円未満の資産で、3年間で一括償却している資産
- ・ファイナンス・リースで取引している資産で取得価額が20万円未満の資産

(4) 償却資産の具体例

償却資産の具体例（種類別）

資産の種類		資産の名称
1	構築物	看板（広告塔等）、舗装路面、街路灯、雨水処理工事、門、塀、土留め工事、井戸、工場等の緑化施設、庭園、独立煙突、油槽、給水塔、独立したキャノピー、その他土地に定着する土木設備又は工作物等
	建物附属設備	屋外給排水設備、受変電設備、予備電源設備、工場等における機械の動力源等の電力配線設備、LAN設備等、内装・内部造作等（家屋と設備等の所有者が異なる場合のみ）
2	機械及び装置	発電設備（太陽光等）、電動機、ボイラー等の産業機械、工作機械、化学装置、コンベア、冷凍冷蔵装置、印刷機、ブルドーザー、バックホー、土木建設機械、農業用機械、製造機械、自走式の作業機械・農業機械（小型特殊自動車を除く（※））等
3	船舶	漁船、油槽（送）船、帆船、ボート等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（フォーク・リフト等（※））、動力運搬車等
6	工具、器具及び備品	測定工具、検査工具、取付工具、机、椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、陳列棚、テレビ、音響機器、冷暖房機器、冷蔵庫、コピー機、パソコン、タイムレコーダー、レジスター、カメラ、金庫、理美容機器、医療機器、娯楽スポーツ器具、楽器、自動販売機等

償却資産の具体例（業種別）

業種	資産の名称
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン）、レジスター、LAN設備、太陽光発電設備等
農業	7ページをご参照ください。
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印刷業	各種製版機及び印刷機、裁断機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォーク・リフト等大型特殊自動車（※）等
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小売業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット）等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包設備等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備（太陽光等）、蓄電池設備、中央監視設備、門・堀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
駐車場業	受変電設備、発電機設備（太陽光等）、蓄電池設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、舗装路面等
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備等

※「(13) 償却資産の申告対象となる特殊自動車（6ページ）」をご参照ください。

(5) 少額資産の償却資産申告について

取得価額が少額の場合は、税務会計(法人税、所得税)における償却方法によって取扱いが異なります。下の表で○のついている資産は、償却資産(固定資産税)の申告対象になります。

償却方法 取得価額	個別減価償却 (注1)	一時損金算入 (注2)	中小企業特例 (注3)	3年一括償却 (注4)
10万円未満	○	×	○	×
10万円以上 20万円未満	○	/	○	×
20万円以上 30万円未満	○	/	○	/
30万円以上	○	/	/	/

(注1) 個人事業主の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

(注2) 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条の規定により、取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満の資産を一時に損金(必要な経費)に算入するもの。

(注3) 租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の規定により、取得価額が30万円未満の資産を一時に損金(必要な経費)に算入するもの。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産。

(注4) 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項の規定により、取得価額が20万円未満の資産を3年間で一括償却するもの。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース(所有権移転外リース及び所有権移転リース)資産で取得価額が20万円未満の場合は、申告の必要はありません。

令和4年4月1日以降に取得した、一時損金算入及び3年一括償却の対象資産のうち貸付(主要な事業として行われるものを除く)の用に供した資産は申告が必要です。

(6) リース資産等の申告義務者

リース資産の申告義務者は次のとおりです。

・一般的なリース(所有権移転外リース)

リース期間終了後に資産がリース会社に返還される取引の場合は、リース会社が申告します。家屋と一体の建築設備(ボイラーなど)をリース方式により設置しているものは、家屋により課税となるため、貸付を行っているリース会社の申告対象にはなりません。

・所有権移転リース

リース期間終了後等に資産の所有権が賃借人に移転する取引の場合は、原則として賃借人が申告します。

また、所有権留保付割賦販売契約にかかる資産については、原則として買主に償却資産の申告義務が生じます。

(7) 建築設備における家屋との区分

自己所有の家屋(建物)に取り付けられている電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備については、原則として家屋の固定資産税になりますが、事業用のもので次の場合は、償却資産の申告対象になります。

・特定の生産または業務の用に供されるもの

(例) 工場における動力配線設備等の電気設備、冷凍倉庫における冷凍設備、業務用リフト

・独立した機械及び装置等としての性格の強いもの

(例) 自家発電設備、受変電設備、中央監視制御装置、LAN設備

・構造的に家屋と一体となっていないもの(取り外しが容易な設備、屋外に設置された設備等)

(例) 壁掛式ルームエアコン、設置式ストーブ、壁掛式湯沸かし器、電話機(配線除く)、消火器、消火栓設備のホース・ノズル、簡易な間仕切り、屋外給排水設備、屋外照明

・顧客に対するサービス設備としての性格が強いもの

(例) 飲食店、ホテル、百貨店、病院、社員食堂等における厨房設備

(8) 居抜きで購入した店舗等の設備について

居抜き(※)で購入した店舗等の業務用設備、備品等は、償却資産の申告対象となります。なお、営業権等の無形固定資産は償却資産の申告対象ではありません。

※居抜き・・・前の賃借人(テナント)が施した内装や造作・設備などがそのまま残された状態

(9) 店舗・事務所等の賃借人(テナント)(※)が取り付けた内装・造作及び建築設備等について

店舗・事務所等の賃借人(テナント)(※)が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については償却資産の申告対象となり、賃借人(テナント)(※)が申告することとなります(地方税法第343条第10項、市税条例第37条第8項)。

※賃借人(テナント)・・・家屋所有者以外の方

(10) 家屋として課税されない車庫、物置、倉庫、プレハブ、仮設事務所等

小規模な車庫、物置、倉庫、プレハブ、仮設事務所等は、家屋として課税されず、償却資産の申告対象となる場合があります。

家屋として課税されているかわからない場合は、帯広市資産税課(0155-65-4124)にお問い合わせください。

また、課税区分(家屋・償却資産)の判断のために、床面積等を明細書の摘要欄に記入してください。

(記入例)

資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額			摘要
				年号	年	月	百万	千	円	
1		車庫	1	R	6	5		270	000	乗用車1台分
6		物置	1	R	6	8		100	000	床面積10㎡

(11) 太陽光発電設備

事業の用に供することができる太陽光発電設備は、設置者や設置方法により、償却資産の申告の対象となります(家屋の屋根材として設置されているものを除きます)。

<申告対象となる太陽光発電設備の例>

- ・売電事業を目的として設置したもの
- ・事務所、工場等の社屋に電気を供給するために設置したもの
- ・事業用の機械、装置等に電気を供給するために設置したもの
- ・牛舎、ビニールハウス等に電気を供給するために設置したもの
- ・賃貸住宅等に電気を供給するために設置したもの

(12) 美術品等

税務会計(法人税、所得税)において、平成27年1月1日以後に取得した取得価額が100万円未満の美術品等は、時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除き、償却資産(固定資産税)の申告対象となります。

※平成27年1月1日以前に取得した美術品等を平成27年1月1日以後最初に開始する事業年度より減価償却資産と取り扱うこととした場合は、明細書の摘要欄に、そのことを記入してください。

(13) 償却資産の申告対象となる特殊自動車

機械及び装置、車両及び運搬具に分類される特殊自動車で、償却資産の申告対象となるのは、**大型特殊自動車**です。**公道走行（ナンバー）の有無にかかわらず**、大型特殊自動車に分類される農作業用自動車（トラクタ、自走式コンバイン、自走式スプレーヤー等）は、償却資産の申告対象となります。

【車両区分（道路運送車両法）と課税区分】

車両区分	課税区分	
普通自動車	自動車税	
小型自動車（二輪以外）		
〃（二輪）	軽自動車税	
軽自動車		
原動機付自転車		
小型特殊自動車		
大型特殊自動車 ※公道走行の有無は問いません ナンバープレートの 分類番号 建設機械 0、00～09、000～099 建設機械以外 9、90～99、900～999	帯広 999 あ 12-34	固定資産税 (償却資産)

【大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分（道路運送車両法）】

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の規格
大型特殊自動車 申告必要	一 次に掲げる自動車であって、 小型特殊自動車以外のもの イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	以下の4項目に 一つでも該当するもの 1. 最高速度 15km/h 超 2. 長さ 4.7m 超 3. 幅 1.7m 超 4. 高さ 2.8m 超
	ロ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、 農耕作業用トレーラ（※） 及び田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度 35km/h 以上
	二 ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	全て
小型特殊自動車 申告不要	一 前項第一号イ に掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当するものうち 最高速度 15キロメートル毎時以下のもの	以下の4項目を 全て満たすもの 1. 最高速度 15km/h 以下 2. 長さ 4.7m 以下 3. 幅 1.7m 以下 4. 高さ 2.8m 以下
	二 前項第一号ロ に掲げる自動車であって、 最高速度 35キロメートル毎時未満のもの	最高速度 35km/h 未満

※法改正に伴い、農耕作業用トレーラは、けん引する農耕トラクタの速度によって「償却資産（35km/h以上）」と「小型特殊自動車（35km/h未満）」に区分されます。これまで農耕作業用トレーラを申告していた方で、小型特殊自動車区分に変更された方は、申請済みの資産を減少させてください（14ページ参照）。

(14) 農機具の耐用年数について

- ・構築物（農林業用のもの）
主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造の構築物
果樹棚又はポップ棚： 14年 その他のもの： 17年
主として金属造の構築物： 14年
- ・機械及び装置 農業用設備：7年（林業用設備：5年）
- ・工具、器具及び備品 きのご栽培用ほだ木：3年

種類	名称	耐用年数	種類	名称	耐用年数	種類	名称	耐用年数	種類	名称	耐用年数
	構築物		2	洗浄機	7	2	フォーレイジプロア	7	車両及び運搬具		
1	堆肥場・堆肥舎	17	2	タイヤショベル (※大特のみ)	7	2	ブルドーザー (※大特のみ)	7	5	フォークリフト (※大特のみ)	4
1	尿溜	17	2	チョッパー	7	2	フロントローダー	7	工具、器具及び備品		
1	パドック	17	2	テッダー	7	2	ヘッドライヤー	7	6	エレベーター	7
1	バンカーサイロ	17	2	テラー	7	2	ベルトコンベヤー	7	6	カルチベーター	7
1	ビニールハウス	8	2	デガー	7	2	ベラー	7	6	大型コンテナ (長さ6m以上)	7
1	フリーストール	14	2	電牧機	7	2	ホイールローダー (※大特のみ)	7	6	コンテナ(金属製)	3
1	牧さく(金属製)	14	2	トラクタ (※大特のみ)	7	2	ホッパー	7	6	コンベア	7
1	牧さく(木製)	5	2	トレンチャー	7	2	ポンプ	7	6	サブソイラー	7
	機械及び装置		2	ハーベスター (けん引式)	7	2	米選機	7	6	培土機	7
2	アンローダー	7	2	ハーベスター(自走式) (※大特のみ)	7	2	マニユアスプレッダ	7	6	パイプ(金属製)	10
2	移植機	7	2	発電機	7	2	マルチャー	7	6	パイプ(木製)	5
2	乾燥機	7	2	パワーショベル (※大特のみ)	7	2	ミキシングフィーダー	7	6	排土板(金属製)	10
2	グレンドリル	7	2	バックホー (※大特のみ)	7	2	ミルクカー・パイプライン	7	6	排土板(木製)	5
2	コンバイン (※大特のみ)	7	2	バルククーラー	7	2	糶摺機	7	6	ハロー	7
2	ショベルローダー (※大特のみ)	7	2	バンクリーナー	7	2	モアー	7	6	パンブレーカー	7
2	ストローチョッパー	7	2	ビーンスレッシュャー	7	2	モアコンディショナー	7	6	ブラウ	7
2	ストーンピッカー	7	2	ビートタッパー	7	2	融雪剤散布機	7	6	ロータリ(カルチ)	7
2	スノープロア	7	2	ビニール巻取機	7	2	ライムソワー	7			
2	スプレーヤー(けん引式・マウント式)	7	2	ブロードキャスト	7	2	ラッピングマシーン	7			
2	スプレーヤー(自走式) (※大特のみ)	7	2	プランター	7	2	レーキ	7			

注：(※大特のみ)は大型特殊自動車のみ対象

課税区分（自動車・償却資産）の判断のために、明細書に資産の特徴等を記入してください。

(記入例)

資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			摘要
				年号	年	月	
2		トラクタ	1	R	6	5	大型特殊自動車
2		スプレーヤー(けん引式)	1	R	6	8	

2. 申告手順

(1) 申告していただく方

- ・令和7年1月1日現在、帯広市内に事業用償却資産を所有している（帯広市内の事業所等に事業用償却資産を貸し付けているものも含む）法人・個人の方です（地方税法第383条）。
- ・申告用紙は「償却資産申告書」「種類別明細書（全資産用）」の2種類となっております。次の表の区分により、○のついている書類を提出してください。記載例は10～15ページをご参照ください。

申告していただく方	申告する資産内容		提出する書類		記入するとき注意すること
			償却資産申告書	種類別明細書	
前年度までに申告したことがある方	増加や減少 又は 修正する資産	ある	○	○	種類別明細書（全資産用）に増加資産、減少資産、修正資産を記入。
		ない	○		償却資産申告書「18. 備考」の（3）資産の増減なしに○を記入。
	資産がない		○		償却資産申告書「18. 備考」の（4）所有する償却資産なしに○を記入。
	廃業、解散、転出		○		償却資産申告書「18. 備考」の（1）廃業・解散・転出に○、日付を記入。
	合併・法人化・事業譲渡		○	○	償却資産申告書「18. 備考」の（2）合併・法人化・事業譲渡に○、日付を記入。 合併・事業譲渡の場合は異動先の名称を備考欄の余白に記入してください。 法人化の場合は、備考欄の余白に法人名を記入してください。
初めて申告される方	令和7年 1月1日現在 帯広市内に 所有する資産	ある	○	○	種類別明細書（全資産用）に全資産を記入。
		ない	○		償却資産申告書「18. 備考」の（4）所有する償却資産なしに○を記入。

※企業電算方式で申告される事業主の方は、評価額、課税標準額等を記載した全資産の種類別明細書の提出が必要です。

(2) 提出期限及び提出先

(提出期限)

令和7年1月31日（金）

(提出先)

① 窓口

帯広市役所 帯広市西5条南7丁目1番地 資産税課家屋係 償却資産担当（庁舎2階）
川西支所 帯広市川西町西2線59番地
大正支所 帯広市大正本町西1条1丁目1番地
受付時間 午前8時45分～午後5時30分（土日祝を除く）

② 郵送

〒080-8670
帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市役所 資産税課家屋係 償却資産担当

・申告書は、折りたたんで郵送いただけます。

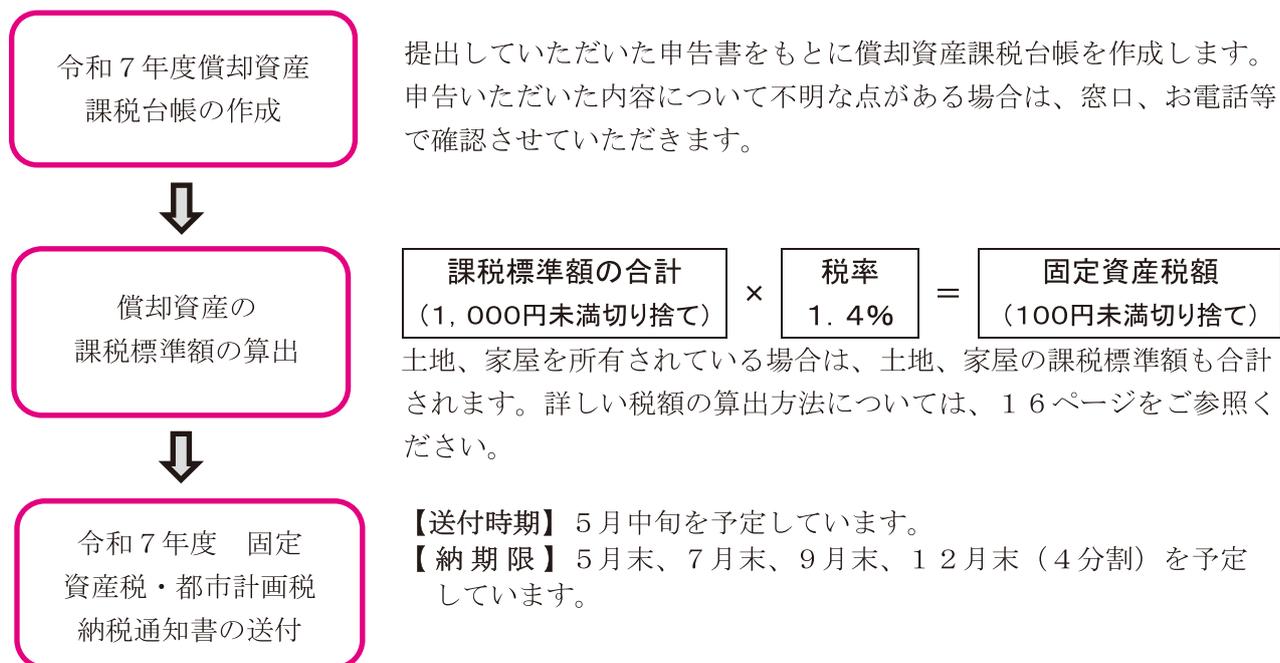
・受付印を押した申告書〔控用〕の返送をご希望の場合は、必ず返信先を記載し必要な金額分の切手を貼付した返信用封筒を同封くださるようお願いいたします。

なお、マイナンバーが記入された申告書[控用]の返送については、個人情報が含まれていることから配送時の事故防止のため簡易書留をお薦めいたします。封筒表面に「簡易書留」と赤字で記載し、簡易書留料金分を足した額の切手を貼付してください。

③ 電子申告

eLTAX(地方税ポータルシステム)によるインターネット経由での申告です。
詳細は、eLTAXのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご確認ください。

(3) 申告から納税通知書の送付まで



(4) 税務会計（法人税・所得税）と償却資産（固定資産税）の主な違い

項目	法人税・所得税	固定資産税
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	定率法、定額法 (資産の種類による)	旧定率法 (固定資産評価基準による)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の5%
圧縮記帳（国庫補助金等）	認められる	認められない
特別・割増・即時償却 (租税特別措置法)	認められる	認められない
増加償却	認められる	認められる
中小企業者等の少額資産の 損金算入特例 (租税特別措置法)	認められる	認められない

税務署への申告は、法人税・所得税の算出のために行われるものです。これに対し、償却資産（固定資産税）は1月1日時点で事業の用に供する資産を所有する方に課税することとなっております。それぞれに申告が必要となりますのでご注意ください。

また、税務会計（法人税・所得税）の申告上、未償却残高（期末残高）が1円となった資産でも、その資産を事業の用に供している限り、帯広市への申告は必要となります。

3. 償却資産申告書の記入方法

(1) 償却資産申告書

各項目について、このページの説明等を参照して、記入してください。

前年度の申告等により、事前に印字されている内容に変更がある場合は、修正してください。

1. 所有者の住所

・住所

個人事業主は住民票の住所（帯広市内外問いません）

法人は本店所在地を記入してください。

・電話番号

個人事業主は自宅の番号、法人は代表番号を記入してください。

【償却資産申告書、納税通知書の送付先変更（法人のみ可）】

本店所在地以外に、償却資産申告書、納税通知書の送付を希望する場合は、送付希望先住所を「1. 住所欄」又は「18. 備考欄」に記入し、余白に（納税通知書、償却資産申告書送付先）と書き添えてください。

2. 所有者の氏名

- 個人事業主は氏名を記入してください。
- 法人は名称及び代表者氏名を記入してください。
- 屋号があれば記入してください。

記入方法について、ご不明な点がある場合は、お電話またはご来庁いただきお問い合わせください（詳細は、15ページをご参照ください）。

資産を所有していない、資産の増減がない場合も、「18. 備考」欄の該当部分を○で囲み、提出してください。

送付印		〔提出用〕		令和7年度 償却資産申告書		帯広市	
年 月 日		帯 広 市 長 日 様		080-0010		※本店コード	
住所		080-0010 帯広市大正本町西1条1丁目1番地-西5条南7丁目1番地（注：個人事業主は住民票の住所）		3.個人番号又は法人番号		※所有者コード	
氏名		フードバレーとかち株式会社 代表取締役 帯広太郎		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 2		01234567	
業種		食料品製造業		4.事業種目（資本金等の額）		※申告方法区分コード	
業開始年		平成19年9月		5.事業開始年月		※税理士コード	
業種		食料品製造業		6.この申告に回答する者の係及び氏名（電話）		事業年度	
業開始年		平成19年9月		7.税理士等の氏名（電話）		5月1日～4月30日	
業種		食料品製造業		8.短縮耐用年数の承認		有・無	
業開始年		平成19年9月		9.増加償却の届出		有・無	
業種		食料品製造業		10.非課税該当資産		有・無	
業開始年		平成19年9月		11.課税標準の特例		有・無	
業種		食料品製造業		12.特別償却又は圧縮記帳		有・無	
業開始年		平成19年9月		13.税務会計上の償却方法		定率法・定額法	
業種		食料品製造業		14.青色申告		有・無	
業開始年		平成19年9月		15.帯広市における事業所等、資産の所在地		帯広市西5条南7丁目1番地	
業種		食料品製造業		16.借用資産		有・無（貸主の名称等）	
業開始年		平成19年9月		17.事業所用家屋の所有区分		①自己所有 ②借家 ③自己所有と借家	
業種		食料品製造業		18.備考（添付書類等）		(1) 廃業・解散・転出 年 月 日 (2) 合併・法人化・事業譲渡 年 月 日 (3) 資産の増減なし (4) 所有する償却資産なし	
業開始年		平成19年9月		令和6年9月1日 本社住所変更			
業種		食料品製造業		(納税通知書送付先)			
業開始年		平成19年9月		帯広市川西町西2線59-3			
業種		食料品製造業		番号		カ・住・台	
業開始年		平成19年9月		身元		本・代	
業種		食料品製造業		処理者印		受付	
業開始年		平成19年9月		点検		入力	
資産の種類	取得価額	前年取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)	課税標準額(ト)	決定価格(ハ)
1 構 築 物	2,000,000	0	0	0	2,000,000		
2 機 械 及 び 装 置	25,700,000	0	0	2,000,000	27,700,000		
3 船 舶	0	0	0	0	0		
4 航 空 機	0	0	0	0	0		
5 車 両 及 び 運 搬 具	820,000	0	0	0	820,000		
6 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	5,280,000	1,847,800	1,139,700	4,571,900			
7 合 計	33,800,000	1,847,800	3,139,700	35,091,900			

◎注意 申告書の提出期限は、1月31日(土日である場合は、翌開庁日)です。申告書は〔提出用〕の用紙を提出してください。〔※〕印のある欄には、記入しないでください。

[取得価額欄]

- 種類別明細書（全資産用）に記入した資産の取得価額の合計を記入してください。
- (イ)の欄には、令和6年1月1日までに取得した資産の取得価額が記載されています(令和6年度の申告がある場合に限り)。令和6年1月1日以前に取得（減少）した資産の申告もれ等がある場合は、修正してください。
- (ロ)の欄には、令和6年1月1日までに取得した資産のうち、令和6年1月2日から令和7年1月1日までに減少した資産の取得価額を記入してください。
- (ハ)の欄には、令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産の取得価額を記入してください。
- 他市町村から当市へ移動、移設してきた資産についても、この欄に取得価額を記入してください。
- (ニ)の欄には、令和7年1月1日現在に、当市に所有している全資産の取得価額の合計を記入してください。

この部分は記入しないでください。

18. 備考

- (1)～(4)に該当する場合は、○で囲んでください。
- (1)、(2)に該当する場合は、異動年月日を記入してください。
- (2)に該当する場合は、異動先の名称を余白に記入してください。
- 非課税資産、特例対象資産がある場合は、適用条項及び要件確認用添付書類を記入してください。
- その他特記事項を記入してください。

消せるボールペンは使わないでください。

事業年度

- 事業年度（決算期）を記入してください。

3. 個人番号又は法人番号

- 個人事業主は12桁のマイナンバー（個人番号）を、法人は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。
- 個人事業主は、マイナンバー（個人番号）の番号・身元確認資料の提示が必要です。詳細は18ページをご参照ください。

4. 事業種目（資本金等の額）

- 事業種目を記入してください。（例）食肉小売業、自動車車体整備業等
- 法人は資本金又は出資金等の金額も記入してください。

5. 事業開始年月

- 個人事業主は事業を開始した年月を記入してください。
- 法人は設立年月を記入してください。

6. この申告に回答する者の係及び氏名

- 申告書の提出後に、当市からの問い合わせに対応される方の担当部署、氏名、電話番号を記入してください。（個人事業主の方は日中に連絡をとることができる電話番号（携帯番号など）を記入してください）
- なお、「7. 税理士等の氏名」が問い合わせ先となる場合は、7と同じ氏名を記入してください。

7. 税理士等の氏名

- 申告書の作成に関与している税理士、会計士がいる場合は、氏名及び電話番号を記入してください。

8. 短縮耐用年数の承認～14. 青色申告

- 該当する方を○で囲んでください。

15. 帯広市における事業所等、資産の所在地

- 帯広市における資産の所在地を記入してください。（市外在住者は店舗の所在地）入居先ビルの名称等も記入してください。

16. 借用資産

- 借用（リース）資産の有無を○で囲んでください。

17. 事業所用家屋の所有区分

- 該当する所有区分を○で囲んでください。

(2) 種類別明細書(全資産用)
資産の増加、修正の場合

- ① 資産の種類
対応する1～6の数字を記入してください。
1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具、器具及び備品
(種類については3ページもご参照ください。)

② 資産の名称等
資産の名称及び規格等を記入してください。(30文字まで)

③ 数量
数字のみ記入してください。
「一式」、「一組」とは記入しないでください。

企業電算方式で申告される事業主の方は、評価額、課税標準額等を記載した全資産の種類別明細書を添付してください。

④ 取得年月
・資産を取得(購入、製作)した年月を記入してください。
・年号は、英字(昭和:S、平成:H、令和:R)

2枚のうち1枚目、のようにページ数を付番してください。

⑤ 取得価額
・通常支出すべき金額(附帯費(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他の費用)含む)です。
・購入の場合は、購入の代価に附帯費を合わせた額です。
・自己の建設、製作、製造等の場合は、原材料費、労務費、経費に附帯費を合わせた額です。
・圧縮記帳は、固定資産税の評価において認められませんので、圧縮額を含めた額を記入してください。
・改良費(資本的支出)は、個別の資産として記入してください(耐用年数は本体に同じです)。
・消費税を取得価額に含めるかどうかは、税務会計(法人税、所得税)の経理方式に同じです。

[提出用]

種類別明細書
(全資産用)

帯広市

所有者名		※ 本店コード		※ 所有者コード		2枚のうち							
① フードバレーとかち株式会社		⑦		01234567		1枚目							
行番号	資産の種類	② 資産の名称等	③ 数量	④ 取得年月			⑤ 取得価額	⑥ 耐用年数	※ 特例 コード	増加事由	減少事由	減少区分	⑧ 摘要
				年号	年	月							
01	1	201800001 内部造作設備(内装工事)	1	H	30	4	5,550,000	20		1・2・3・4	1・2・3・4	1・2	取得価額修正 耐用年数修正
02	1	201800003 内部造作設備(給排水衛生設備)	1	H	30	4	2,000,000	15		1・2・3・4	1・2・3・4	1・2	耐用年数修正
03	6	冷凍冷蔵庫	1	R	4	5	350,000	6		①・2・3・4	1・2・3・4	1・2	申告もれ
04	6	自動食器洗浄機	1	R	6	5	400,000	6		①・2・3・4	1・2・3・4	1・2	
05	6	レジスター	1	R	1	7	1,200,000	5		1・2・③・4	1・2・3・4	1・2	令和3年10月 ○△町より移設
06	6	製氷機	1	R	6	9	250,000	2		1・②・3・4	1・2・3・4	1・2	平成23年式 中古資産の見積耐用年数
小計													

⑥ 耐用年数
・減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表第1、第2、第5、第6の耐用年数を記入してください。
・平成20年度税制改正により、耐用年数が変更となっていますので、ご注意ください。
・国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合は、短縮耐用年数を記入し、摘要欄にそのことを記入してください。
・中古資産について見積耐用年数を適用している場合は、見積耐用年数を記入し、摘要欄にそのことを記入してください。

⑦ 増加事由
資産の増加事由について、該当するものを○で囲んでください。
1. 新品を取得した場合
2. 中古品を取得した場合
3. 他市町村からの移動、移設の場合
4. 内容の修正の場合

⑧ 摘要
・前年度以前に申告済の資産について、修正がある場合は、修正内容を記入してください(例:取得価額修正、耐用年数修正)。
・短縮耐用年数としている場合は、そのことを記入してください。
・中古資産を取得した場合は製造年を記入してください。
・非課税資産、課税標準の特例適用資産の場合は、そのことを記入してください。また、適用条項を記入してください。
・取得年月日が平成20年1月1日以前の申告もれ資産は、旧耐用年数を記入してください。
・その他特記事項を記入してください。
・資産の取得月日が「1月1日」の場合は1月1日に取得した旨を記入してください。

- ◎備考 ① 「※」印のある欄には、記入しないでください。
② 「取得年月」欄の年号は、「昭和-S」「平成-H」「令和-R」とし、それぞれの年号に対応する英字を記入してください。
③ 一部が減少した資産については、減少した数量及び減少した取得価額を「摘要」欄に記入してください。

■の部分記入しないでください。

- 次の資産を記入してください。
・令和6年1月2日～令和7年1月1日に新たに取得した資産
・令和6年1月2日～令和7年1月1日に他市町村から移動、移設した資産
・前年度以前の申告もれの資産
○前年度以前に申告のあった資産が印字されていますので、取得価額、耐用年数等に修正がある場合は、修正箇所に抹消線を引き、正しい内容を余白に記入してください。
○申告もれ、取得価額、耐用年数の修正等により、過年度分の税額をさかのぼって課税される場合があります(詳細は16ページをご参照ください)。

種類別明細書(全資産用)が複数枚必要な場合は…

- ・未使用の種類別明細書(全資産用)をコピーして使用いただけます。
- ・帯広市資産税課にご連絡いただければ、郵送いたします。
- ・帯広市のホームページよりダウンロードができます(トップページより「固定資産税 様式」と検索してください)。

(3) 種類別明細書(全資産用)
資産の減少の場合

〔提出用〕

種類別明細書
(全資産用)

帯広市

所有者名		※ 本店コード		※ 所有者コード		1枚のうち																		
フードバレーとかち株式会社		①		01234567		1枚目																		
行 番 号	資産 の 種 類	資産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			取 得 価 額	耐 用 年 数	※ 特 例 コ ー ド	※ 終 了 年 月	増加事由				減少事由				減少区分		② 摘 要		
					年 号	年	月					1 新 品	2 中 古 品	3 移 動	4 そ の 他	1 売 却	2 滅 失	3 移 動	4 そ の 他	1 全 部	2 一 部			
01	6	19890000+	おにぎりケーキ	1	S	03	10	998,000	8			1・2・3・4	1・2・3・4	①・2										
02	6	199400001	冷蔵庫	2	H	5	3	400,000	6			1・2・3・4	①・2・3・4	1・2	減数 3台 減額 600,000円 令和6年8月 〇△町へ移動									
03	6	20080000+	ノートパソコン	1	H	10	5	249,800	4			1・2・3・4	1・2・③・4	①・2										
04	2	201500001	農耕作業用トラクタ	1	H	26	4	350,000	7			1・2・3・4	1・2・3・④	①・2	軽自動車へ区分変更									
小 計																								

① 減少事由及び減少区分
・資産の減少事由について、該当するものを○で囲んでください。
1. 売却した場合
2. 廃棄した場合
3. 他市町村に移動、移設した場合
4. その他の場合
・減少区分について該当するものを○で囲んでください。
1. 資産の全部が減少した場合
2. 資産の一部が減少した場合
・資産の一部が減少した場合は、明細書の数量、取得価額を減少後のものに修正してください。

② 摘要
・減少区分が「4. その他」の場合は、減少事由を記入してください。
・一部減少した資産については、減少した数量及び取得価額を記入してください。
・過年度の時点で既に除却していた資産を明細に含めていたことが判明した場合は、実際に除却した年月を記入してください。
・その他特記事項を記入してください。

◎備考 ① 「※」印のある欄には、記入しないでください。
② 「取得年月」欄の年号は、「昭和-S」「平成-H」「令和-R」とし、それぞれの年号に対応する英字を記入してください。
③ 一部が減少した資産については、減少した数量及び減少した取得価額を「摘要」欄に記入してください。

○■の部分には記入しないでください。

○全部減少した資産

資産の種類、資産コード、資産の名称等、数量、取得年月、取得価額、耐用年数を抹消線で消してください。

○一部減少した資産

資産の数量、取得価額を抹消線で消し、減少後の数量、取得価額を記入してください。また、摘要欄に減少した数量、取得価額を記入してください。

○令和6年1月1日前に減少した資産

摘要欄に減少時期等を記入してください。その場合、さかのぼって過年度分の賦課決定をする場合があります。

申告書の記入方法がご不明な場合は

記入方法がご不明な場合は、お電話またはご来庁いただきお問い合わせください。また、税務会計（法人税、所得税）の書類をご用意いただきますと、償却資産申告書の記入に役立ちますので、ご準備をお願いします。

- ・個人事業主
白色申告の場合 収支内訳書（減価償却費の計算）等
青色申告の場合 青色申告決算書（減価償却費の計算）等
- ・法人
法人税申告書
（別表16 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書
少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書等）
減価償却資産台帳等

4. 固定資産税の税額算出について

(1) 評価額

償却資産の取得時期、取得価額、耐用年数により、次のとおり算出します。

ただし、評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

前年中に取得した資産の評価額 (第1年度)	取得価額 × [1 - 耐用年数に応ずる減価率(r) / 2]
前年前に取得した資産の評価額 (第2年度目以降)	前年度の評価額 × [1 - 耐用年数に応ずる減価率(r)]

(参考) 減価率表の抜粋 (旧定率法 (法人税、所得税) の償却率に同じ)

耐用年数	減価率(r)	耐用年数	減価率(r)	耐用年数	減価率(r)	耐用年数	減価率(r)
2	0.684	8	0.250	14	0.152	20	0.109
3	0.536	9	0.226	15	0.142	21	0.104
4	0.438	10	0.206	16	0.134	22	0.099
5	0.369	11	0.189	17	0.127	23	0.095
6	0.319	12	0.175	18	0.120	24	0.092
7	0.280	13	0.162	19	0.114	25	0.088

(2) 課税標準額

評価額が課税標準額となります。

課税標準額の特例が適用となる資産については、評価額に特例率を乗じたものが課税標準額となります(「(6) 課税標準額の特例 (17ページ)」をご参照ください)。

評価額 = 決定価格 = 課税標準額 (課税標準の特例の適用を受けない資産がない場合)

(3) 免税点

所有している償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は、償却資産に対する課税はされません。

免税点未満であっても償却資産の申告は必要です。

(4) 税額

課税標準額の合計(※) × 税率 = 税額

(1,000円未満切り捨て) (1.4%) (100円未満切り捨て)

※土地、家屋を所有されている場合は、土地、家屋の課税標準額も合計されます。

(5) 過年度分の税額について

申告内容の修正や資産の申告もれがある場合、税額は資産取得の翌年度まで(最大5年分)さかのぼって過年度分の税額を賦課決定することになります(地方税法第17条の5第5項、第6項)。申告後、決算処理等により申告もれの資産等が判明した場合は、追加、修正申告をしてください。

過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期(4分割)とは異なり、納期は1回となります。

<令和7年度償却資産申告において過年度分までさかのぼる主な事例>

- ・申告もれ資産(令和6年1月1日以前に取得した資産の申告もれ等)
- ・申告済資産の修正(令和6年度以前に申告済の資産の耐用年数、取得価額の修正等)
- ・減少もれ資産(令和6年1月1日以前に減少した資産の申告もれ)

(6) 課税標準額の特例

一定の要件を満たす償却資産は、固定資産税が軽減されます。

特例対象資産を申告する場合は、対象資産であることを証明する書類を添付の上、種類別明細書（全資産用）の摘要欄に特例対象であることを記入してください。

○特例対象償却資産の例（下記以外の特例対象資産については、別途ご確認ください。）

【中小企業等経営強化法に基づく支援】

（令和5年4月1日施行）

中小事業者等が先端設備導入計画に基づき新たに取得した設備で、下記の要件を全て満たしたものについて、固定資産税の課税標準が、賃上げ表明を実施する場合「4年間1/3」、賃上げ表明を実施しない場合「3年間1/2」になります。

- 要件
- ・令和7年3月31日までに取得する下記対象設備
 - ・年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

■対象設備

設備の種類	用途又は細目	最低価格
機械装置	全て	160万円以上
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上
器具備品	全て	30万円以上
建物附属設備	家屋と一体のものを除く	60万円以上

- 必要書類
- ①先端設備等導入計画に係る認定申請書
 - ②税情報確認承諾書
 - ③認定経営革新等支援機関による「先端設備等導入計画に関する確認書」
 - ④認定経営革新等支援機関による「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」
 - ⑤基準への適合状況
 - ⑥従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（賃上げ表明を実施する場合）

なお、先端設備導入計画の認定は帯広市で行っております。

詳しくは、帯広市経済企画課(0155-65-4167)へお問い合わせください。

また、帯広市のホームページで制度の概要や対象要件などを紹介しておりますので、ご確認ください。

5. その他

(1) マイナンバー（個人番号）に関する番号確認及び身元確認

個人事業主の方に記載いただいたマイナンバー（個人番号）については、マイナンバー法に定める番号確認、身元確認（代理人が提出する場合は、併せて代理権確認）を行いますので、次の資料を提示してください（郵送の場合は資料のコピーを添付、返送はいたしません）。

なお、マイナンバーの記載がない、番号確認、身元確認、代理権確認ができない場合でも申告は有効なものとして受理いたします。

① 本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	マイナンバーカード（※1） 通知カード（※2） 住民票（マイナンバーが記載されたもの） 等のいずれか1点	マイナンバーカード（※1） 運転免許証 プレ印字された申告書（※3） 等のいずれか1点
電子申告 (eL TAX)	電子証明書等により確認するため、確認資料は不要です。	

② 代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料	代理権確認資料	代理人の身元確認資料
窓口・郵送	本人のマイナンバーカード（※1） 本人の通知カード（※2） 本人の住民票 （マイナンバーが記載されたもの） 等のいずれか1点	税務代理権限証書 委任状 プレ印字された申告書 （※3） 等のいずれか1点	代理人の運転免許証 代理人のマイナンバーカード （※1） 代理人の税理士証票 等のいずれか1点
電子申告 (eL TAX)	電子証明書等により確認するため、確認資料は不要です。		

（※1）本人の申請により交付される顔写真付きのカード

（※2）本人にマイナンバーを通知するために市区町村より送付された通知カード（令和2年5月26日以降住民票の氏名や住所等に変更がない方）

（※3）当市が事業主及び償却資産の情報を事前に印字した償却資産申告書

ご注意ください

- ・申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかった場合は、過料が課されることがあります（地方税法第386条、帯広市税条例第62条）。
- ・申告すべき事項について虚偽の申告をした場合は、懲役又は罰金に処されることがあります（地方税法第385条）。
- ・申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づき、実地調査を行っております。その際には、国税申告書の添付書類等の提出依頼や、内容の照合確認をさせていただくことがありますので、対象となられた方はご協力をお願いいたします。
- ・申告の内容や実施調査の結果により、その年度だけではなく過去にさかのぼって課税されることがありますのであらかじめご了承ください。